

県立榛名公園テニスコートにおける トライアル・サウンディング実施要領

1 目的

群馬県では、官民連携まちづくり基本方針を定め、公共施設・空間の民間活用を積極的に進めています。本実施要領は、この基本方針に基づき、県立榛名公園テニスコートにおけるトライアル・サウンディングの実施に関して必要な事項を定めるものです。

トライアル・サウンディングとは、公共施設・空間の暫定利用を希望する民間事業者を募集し、一定期間、実際に使用してもらう制度です。暫定利用終了後に公共空間の活用可能性や課題をフィードバックし、その後の本公募の条件に反映させることを目的とした市場調査であり、次の効果が期待されます。

民間事業者の効果

立地条件、使い勝手、採算性等を確認することができます。また、民間事業者の意見や考えを一定程度、本公募の条件に反映させることができます。

行政の効果

早い段階で市場性を確認し、課題点などを踏まえた現実的な本公募の条件を検討できます。また、民間事業者の事業集客力、収益性、信用等を確認することができます。

2 対象施設

(1) テニスコート

施設の概要	ハードコート6面(4,200㎡) 平成8～9年度 4面改修 照明設備なし サーフェス状況 ひび割れ・雑草の繁茂あり
駐車場	あり(約40台)
都市計画等による制限	県立公園条例による県有公園としての制限があります。
現在の管理運営状況	榛名観光協会に管理を委託
年間利用者数	96人/年間(令和3年4月～令和4年3月の実績)
利用条件等	<ul style="list-style-type: none">・用途はテニス以外の用途での利用も可能です。 例: ドッグラン、ドローン練習場、アーバンスポーツパーク・飲食の提供を伴う事業(キッチンカー含む)は対象外です。・地面やフェンスに対する施工については、暫定利用期間終了後に撤去可能なものに限り敷設・設置を認めます。詳細については事前に事務局に相談してください。・事業実施に必要な用具等は全て、暫定利用者により準備してください。



3 スケジュール

内容	日程
① 暫定利用の受付 暫定利用希望者から提案書類の提出を受け付けます。	令和4年6月23日（木） ～随時受付
② 提案審査 提案内容を審査し、暫定利用者として認定します。	随時
③ 暫定利用の許可 提案事業に県立公園条例の管理許可を出します。	随時
④ 暫定利用の実施 右記範囲内の希望の期間で提案事業を実施します。	令和4年9月1日（木） ～令和5年3月31日（金） ※1日単位で利用可
⑤ ヒアリング調査 今後の参考とするため、対象地の活用可能性等をヒアリングします。	暫定利用終了後随時
⑥ 実績報告書の提出 利用実績をまとめた資料を県に提出します。	暫定利用終了後1か月以内

4 参加要件

暫定利用希望者は、本実施要領に定める内容及び条件等を十分理解し、かつ、応募内容を実行する意思と能力を有する民間企業、NPO法人、個人事業主又は任意団体等とします。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、応募資格を有しないものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 提案書類提出時点で、群馬県の入札参加の制限を受けている者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は群馬県暴力団排除条例（平成22年群馬県条例第51条）の関連規定に該当する者
- (5) 国税、都道府県税、市町村税を滞納している者

5 提案要件

(1) 提案内容

提案内容は、次の全てに該当するものとします。

- ①確実に実施できる内容であること。
- ②対象地を利用する利用者の利便性、サービスの向上が見込まれる内容であること。
- ③他の利用者の対象地利用を著しく妨げないこと。
- ④暫定利用にあたって、県の財政負担を求めないこと。

(2) 提案の対象外

次に掲げるものは提案の対象外とします。

- ①政治的又は宗教的活動
- ②青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- ③騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- ④「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動
- ⑤公序良俗に反し、又は反社会的な破壊の恐れがある活動
- ⑥その他、県が本事業で実施する内容として不適切と判断する行為

(3) 暫定利用期間

令和4年9月1日（木）から令和5年3月31日（金）

(4) 使用料等の条件

- ①暫定利用中の使用料（10円/m²/日）は免除します。
- ②提案内容に基づく改修を認め、暫定利用終了後に原状回復を原則とします。なお、詳細は協議により決定します。

(3) 暫定利用の許可

暫定利用者は、提案書類の内容に基づき、群馬県立公園条例の県立公園施設管理許可申請書を自然環境課に提出してください。県立公園施設管理許可を得ることで、提案事業が実施できるようになります。

(4) 暫定利用の実施

①責任及びリスク分担の考え方

告知を含む、提案事業の準備から撤去まで、暫定利用者が責任を持って実施してください。暫定利用に伴い発生するリスクについては、原則として暫定利用者が負うものとします。

②モニタリング

県及び暫定利用者の双方が合意した場合、提案事業実施中に県がモニタリング調査を行うことがあります。その場合、暫定利用者は当該モニタリング調査に協力することとします。

③提案事業の中止

次に掲げる事項に該当したときは、提案事業を中止することがあります。

ア 提案書類に虚偽の記載が判明した場合

イ 参加要件又は提案要件を満たしていないことが判明した場合

ウ 著しく社会的信用を損なう行為等により、対象地で提案事業を実施することについて県がふさわしくないと判断した場合

(5) 実績報告書の提出

暫定利用終了後、提案事業の実績報告書（様式4）を事務局に提出してください。

(6) ヒアリング調査

実績報告書の内容を基に、ヒアリング調査を行います。

7 提出書類の取扱い

提出書類の著作権は利用希望者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

8 事務局

〒371-8570

前橋市大手町1-1-1

群馬県 環境森林部 自然環境課 自然公園係

TEL 027-226-2877 FAX 027-243-7702

メールアドレス shizen-koen@pref.gunma.lg.jp

(様式1)

県立榛名公園における
トライアル・サウンディング 提案事業概要書

(1) 提案事業の名称

(2) 暫定利用希望者名

代表事業者	
協力事業者	
有 <input type="checkbox"/>	
無 <input type="checkbox"/>	

(3) 代表事業者連絡先 TEL :
 携帯 :
 FAX :

(4) 提案事業の内容

①事業内容

②想定しているターゲット、集客性

③対象地の利便性、サービス向上の考え方

④地元経済への効果

(5) 暫定利用希望場所及び範囲

テニスコート利用希望

・利用目的

・利用希望面積

(6) 提案事業の告知方法

(7) 希望する暫定利用期間

令和4年 月 日 ~ 令和 年 月 日

(様式2)

県立榛名公園におけるトライアル・サウンディング
暫定利用希望者の概要

事業者名		
所在地		
従業員数	人	
資本金	円	
主たる担当者	職(所属)	氏名・年齢
	法令による資格	経験年数
同種・類似 事業の実績 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	事業の名称	
	事業の概要	
	事業の名称	
	事業の概要	
その他の 特記事項		

※ 2者以上共同で実施する場合は、暫定利用希望者1者当たり1枚作成してください。

※ 経験年数については、当該事業に関係するものとします。

※ 過去10年間の同種、類似の事業実績について記載してください(最大2件)。

(様式3)

令和 年 月 日

群馬県知事 様

所在地
商号又は名称 ⑩
代表者職氏名
電話番号

誓 約 書

県立榛名公園におけるトライアル・サウンディングについて応募申請するに当たり、以下のことを誓約します。

- 1 県立榛名公園におけるトライアル・サウンディング実施要領に基づき、提案書類を提出します。また、提案書類のすべての記載事項について、事実に基づき記載します。
- 2 提案事業の実施により、県又は第三者に与えた損害については、その一切の責任を負うこととします。

(様式4)

県立榛名公園におけるトライアル・サウンディング
実績報告書

(1) 提案事業の名称

(2) 実利用期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

(3) 期間中の利用者数

(4) 期間中の売上

円

(5) 提案事業の実施に要した費用

円

(6) 対象地での事業採算性、安定性、市場ニーズの感触

--

(7) 対象地で事業を本格実施する上での課題

--

(8) 事業者として望ましい事業方式 (契約形態、貸付期間)

--

(9) 望ましい貸付料の目安 (㎡単価)

円 / (時間・日・月)

(10) 対象地の有効活用に必要な行政支援 (規制緩和、施設改修、事業に必要な設備等)

--

(11) 対象地で本格利用が公募された場合の参画意向

--

(12) 対象地に限らず今後の官民連携事業全般に対する意見・要望等

--

(13) その他 (自由記載)

--